

第4回（令和6年10月24日）

政治倫理審査会会議録

福島県南相馬市議会

南 相 馬 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 審 査 会 会 議 録

1 日 時 令和6年10月24日（木）

2 場 所 市役所本庁舎 4階 議員控室

3 会議時間 開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時 9分

4 出席委員（9人）

委員長	太田 淳一	副委員長	田中 京子	委員	大岩 常男
委員	中川 庄一	委員	鈴木 昌一	委員	今村 裕
委員	小川 尚一	委員	渡部 寛一	委員	志賀 稔宗

5 欠席委員
なし

6 説明のため出席した者の職氏名
なし

7 担当書記 門馬 哲也

8 本日の会議に付した事件
（1）審査
（2）次回の審査会日程について
（3）その他

9 署名 委員長 太田 淳一

午後 1時30分 開会

○委員長（太田淳一君）

ただいまから政治倫理審査会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しております。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

審査の順序については、お手元に配布してございます、審査順序表のとおり行ないたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

よって、審査の順序については、審査順序表のとおり行うことに決しました。

『（１）審査』を行います。

これまで、３回にわたり政治倫理審査会を開催しました。その概要をまとめたものがタブレットに格納してあります。

また、最終的に報告書を作成する必要があるため、他自治体の類似案件の報告書についても参考資料としてタブレットに格納してあります。

これらを参考に、委員各位の意見を求めたいと思います。

審査請求書には、条例の「政治倫理基準第１号に違反する」と記載があります。

読上げますと、「市民全体の代表者として著しく品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」となっております。

これに違反するのかわからないのか、その理由を含め、御意見をいただきたいと思います。
暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時40分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開します。

委員の皆様からの御意見を求めます。

○委員（今村裕君）

過般、政治倫理条例の審査委員会を立ち上げてほしいという請求書を出された方々、そしてまた当該議員である郡議員からいろいろな御意見、考え方を拝聴させていただいたところでございます。

あまり長々話すつもりはありませんけれども、根本的な話として、懲罰動議が２回出されて、２回とも全会一致で可決を見たわけでございます。内容的には、不穏当発言として、例えば、虚偽答弁、悪質商法的な、あるいは自治法違反、馴れ合い議会等々が挙

げられるわけでございますけれども、これまでも、これは令和6年6月議会における懲罰動議の内容であります、これまでも再三にわたって議長からの各種指導や指示にも従わなかったことが多くあったにもかかわらず、私は秩序を乱した経過は一切ありませんとかということでチラシに記載してございました。これはそもそも論であります、郡議員の言う議会の尊厳にかかわると私は判断しているところでございます。さらに馴れ合い議会ではないかということに関しても、会議規則に抵触するものではありませんし、議長指名のもと発言したものでございますので、全く問題はないと考えております。さらに、懲罰の動議がかかって、全会一致で可決を見た、謝罪文の朗読は拒否しましたけれども、退席を求める、いわゆる出席停止についても自主的に退席をしたと私は受け止めてございました。名札を下げるとか上げるとかという話もありましたけど、それはともかくとして、自らの意思でもって退席をしたわけでございますので、行動に関しても本人のチラシでは不当な出席停止に抗議しますというのが明らかに矛盾していると思います。よって、以上のことから、提出者の指摘にあるこのチラシ、請求者の政治倫理審査会で審査してほしいという請求書の方に書いてあった指摘のあるチラシの内容については、南相馬市政治倫理条例に違反すると思います。

○委員（志賀稔宗君）

私の場合は、今の今村さんとは少し違いまして、今回のこの審査会は、いわゆるこのチラシについてどうかということになって、ただいまの御意見、チラシに問題ありという御意見なわけですが、私は結論から言うと、倫理条例に違反するとまでは言えないという立場です。理由としては、私達の会議を持っていく基本となるのは自治法であったりあるいは会議規則というものが大前提にあるんだと思います。懲罰も出てきたり組み立てられたり、あるいはこういった審査条例なんかも出てきたりするという点だという観点から言いますと、不穏当発言とはどういうことかという点については、やはり個人のことでなってみたり、誹謗中傷とか、そういう意味合いのことについて、それをいかんと、こう言っていると受けとめています。したがいまして、今回の内容は、かなり過激だという思いは見えますが、これをもって即議会あるいは議員としての品位を欠いたり名誉を毀損したり、あるいは不正の疑惑が持たれたり、ということまでにはならないのではないかとこういう立場です。ただ、過激な表現が、市民の皆さんに心配かけるといえるか、困惑させるという点は否めませんので、そういった点については、もうちょっと自重していただいて、もうちょっと穏やかな表現であったり、あとは前にも意見も今村さんから出ましたが、やり取りならやり取りの内容も載せてもらおうと、執行部は何て言ってるのかという、そういったことも載せてもらって、市民の皆さんの思いに配慮した、そういう形でやってもらうのが望ましいしお願いもしたいとそんなことであります。

○委員長（太田淳一君）

そもそも志賀委員からは今回のこの条例に違反しないということによろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

承知しました。

他に委員の皆さん、ご意見ございますか

○委員（小川尚一君）

今の志賀委員の指摘の部分ですが、最初には違反には当たらないとしつつも、内容には問題があるというような、ちょっと不明確なお話なんですけど、どのように受け取ればいいですか。

○委員（志賀稔宗君）

問題はない。それ結論です。

その根拠は、今言う、何をもって不穏当とするかということの解釈です。そういう点から、過激な内容であっても、それが品位とか名誉とか不正とか等々にまでは、そこまではないだろうということで、問題があると申し上げましたのは、市民の皆さんが困惑をするということも考えられますので、そういう点をもうちょっと穏やかな表現にしたものを出してもらおう。あるいはその方が望ましいと。穏やかな方が望ましいもしくは当人をお願いをしたいという思いで。だから、全く何でもないということではなくて、そんなふうにしてもらったらいいいねと。そういう点が問題だということで、請求者の思いも全く理解できないわけじゃありませんのでそういうことです。

○委員（小川尚一君）

ここでの判断は、政治倫理に違反するかしらないかというところでありまして、第4条の（1）の部分に該当するというお話だと思っているんですが、そのところの今の志賀委員の指摘、志賀委員は志賀委員で考えられていると思いますがけれども、要するに、市民に疑惑を抱くとか、先ほど志賀委員の方からもお話ありましたが、混乱するような、市民がですよ、というようなところは問題というところで審査していると私は思っているんですが、だから、そのところを明確にしないと、その部分は言い方がどうのこうのではなくて、市民に混乱をさせたというところで整理する必要があると思うんですがいかがでしょう。

○委員（志賀稔宗君）

それは違ひまして、私が申し上げている、いわゆる代表的なことかもしれません。後から後段申し上げた、私の場合は、何か不正の疑惑を持たれるとかというのは考えていませんということです。私が申し上げたのは、そういう指摘があつて、請求者がそれも否めないと、理解できると。従って、そういうふうをお願いしたいもんだなということです。これまでのやり取りの中でも出てきた、例えば、③なんかからそういった話を本人に対してしてましたけれども、そういうことですね。従ってここで言ってる不正の疑惑を持たれてとか、名誉を貶めるとか、そうは思いませんと、こういうことでしょうか。思うか思わないかだと。

○委員長（太田淳一君）

私も今志賀委員の発言を最初聞いたときには、志賀委員としては、今回は違反はしていないというような立場でのお話だったと。それに合わせて、附帯意見というわけでは

ないですけども、本会議でよく意見を付して賛成だとか、その意見の部分なのかなというふうに伺っておりました。ですから、志賀委員の立場としては、今回はその第1号には違反しないというような立場だと私は理解しております。

○委員（今村裕君）

ここで議員間討議をやるつもりないんですけど、そもそも論で、懲罰委員会が2回立ち上がって、2回とも全会一致で可決。その中には、不穏当発言も入ってるわけで、不穏当発言は懲罰の対象ですという判断があって、言葉なきものになっている。鴻巣市の参考資料にも載ってますけれども、本会議場で発言はしたけれども、それがもう議長の手元で整理をされて、発言がなきものになっているものをあえて執行部が虚偽答弁をした、悪徳商法的な、あるいは自治法違反と思われるのではなくて自治法違反と断定してるわけですね。それを受けて懲罰で、志賀議員も賛成してやった。それを言葉がない、本人曰く、私は発言したんだから、責任という、会議録ないからわかんないけど、そういう発言ありましたけど、発言なきものをあえて活字にするのは、これは明らかに市民に混乱を招きますし、執行部があたかもこういうことを、虚偽答弁をしたと、ここは我々政治倫理委員会の中においても大きなウエートを置いているわけですけども、これを容認するということになれば、議会軽視も甚だしいことになりますし、議会の議決、決定事項に対して、従ったにも関わらず、後から後出しじゃんけんのように正当性、私はこういうことだから正当なんだということを、発言なきものまでを書き込むというのは、これは明らかに倫理条例違反だと私思うんですけど、志賀委員も賛成した立場でどうなんですか。懲罰に賛成をした。

○委員（志賀稔宗君）

なかなかストンと飲み込めないようですので、重ねて御説明申し上げます。

私が議会の中での懲罰に賛成したという中身は、発言そのものが懲罰に値するということ、不穏当に値するというのではなくて、議長の議事進行の進め方、これに従えないということは、これは困るということで懲罰賛成。内容そのものについては、それは見返しますが、人を誹謗中傷してなんちゃらということではないので、それは保障される範囲内だろうと、発言なり表現が範囲内だろうと、その個人個人の受け止め方なんだろうと、こう解釈したということでありました。

○委員長（太田淳一君）

今2つの違反するしないというようなご意見が出ております。

この際ですので、全委員の皆様からこの政治倫理基準第1号に違反するかしらないかというような部分の御意見を伺いたいと思いますので、私の方から指名させていただきます。

では、まず小川委員いかがでしょうか。

○委員（小川尚一君）

今、今村委員からも指摘あったような内容で、私は違反すると思ってます。具体的には、繰り返しますが、1つは、他の自治体の参考資料いただいております、そこでも出ている中身からしますと、議事録から削除された文言を新たに自分のチラシなり、

広報において、そうではないというようなことで書き込んでいるというのが、やはり私は問題だと思ってまして、以前に本人の指摘のところでもお話をさせていただきましたが、基本的には憲法で保障されている言論の自由とその方がおっしゃるんですけども、それはそうですが、やはりいろんな団体含めて、議会でもルールというのがあって、ルールの中で認められたものであって、言論の自由であるから何を言ってもいいというものにはなっていないと思います。なおかつ、一般市民であればそのところを認める可能性があるんですが、議員という立場の中で、何を言ってもいいとはならないと思いますし、この広報についても、政務調査費の中の税金を使って出されている部分からすると、議会で決まったことについては、しっかりその範囲の中でやっていただかないと。要するに、結果的には市民に混乱を招くと。議会の方の議事録には載っていないものを、自分の会報の中では、あったんだと言われてるんですね。これも間違いなく市民に混乱を招くという何物でもないと思いますんで、そのところは指摘しておいていただいて、私は政治倫理に違反していると思ってます。

○委員長（太田淳一君）

鈴木委員。

○委員（鈴木昌一君）

正直私自身の中で、今回請求の趣旨を踏まえた上で、対象議員に政治倫理条例に違反する言動があったと結論付けることには迷いはあります。

ただし、矛盾するようですが、申し上げますと、やはり一連の対象議員の議会での言動は、議会軽視を疑われてもしょうがないと言いますか、そうした言動が見られたと私は考えています。つまり、本会議において懲罰動議を2回出されて、一度は陳謝、謝罪ですね、謝罪命令を受けたにもかかわらず、それを拒絶をされて、2回目の懲罰動議において、出席停止という決定を見て、最終的には自ら退出をされたと理解しておりますけれども、対象議員ご本人のこのチラシであるとか、前回意見を陳述をされた中では、あれは結局受け入れたということではないんだと、抗議の意思を表明したものだという言葉をおっしゃっているわけでして、そうなりますと、やはり懲罰委員会であれ、今回の倫理審査会の設置であれ、議会の権能において設置をして、結論を最終的に出すことによって、それを結局今回も対象者は受け入れるということにはおそろくないんだと思うんですけども、その場合において、資料、鴻巣市のもので、附帯意見にもございましたけれども、どのような結論を出そうが実効性がない。実効性がないんですよ。対象議員の発言そのものも議事録から確かに削除されたということはわかりますけれども、議事録の原本には残ってるわけですよ。ですから、対象議員がおっしゃるように、一切自身の発言について、取消しを受け入れたわけではないし、出席停止についても、それを素直に受け入れたということではないんだとおっしゃってる以上、何かこの審査会での結論を、私は議会軽視という部分で、これは条例違反を強く疑われるとは思いますが、実効性がないためにどうなのかなという思いがあります。

○委員長（太田淳一君）

鈴木委員、ちなみにどちらでしょうか。

聞いてますと何となく違反しているように私は聞こえてきたんですが、それでよろし

いですか。

○委員（鈴木昌一君）

そう思います

議会の決定事項を無視、軽視をしていると。その一点に関しては、これは看過できないということで条例違反と判断すべきものだと思います。

○委員長（太田淳一君）

大岩委員。

○委員（大岩常男君）

参考までに、令和6年5月8日に参議院の憲法審査会で、れいわ新選組代表、山本太郎参議院議員ですが、自民党の裏金問題に関して、自民党の4分の1の国会議員に対して、憲法違反または犯罪集団、無法者、猫ばば集団、泥棒、腐敗、肥だめ、詐欺師との発言がテレビで放送されている。こういったものすごく重大のようなことが平気で、先ほど何とかの自由とか言われましたけど、そういうことでも放映されてるということは、今回の審査会、南相馬市の審査会ですね、については、少し当たらないのかなと思ったんです。法令違反とかそういうのは別に抜いて、ましてや政治倫理審査会というのが、先ほども実効性がないというけど、確かに適当な勧告だけの機関ですから、ないと思うんです。そうした場合には、あんまり自治法違反には当たらないような感じはします。

○委員長（太田淳一君）

大岩委員確認ですが、当たらないということで違反しないということでよろしいということですか。

違反してるかしていないかの結論をいただかないといけませんので、そこだけはっきりして発言いただければと思います。

○委員（大岩常男君）

そこが難しくて、政治倫理審査会で規範ということにあって、これ法令の規定に著しく書いてあるんですよ。著しく違反した場合には倫理委員会で適当な勧告を行うという機関だということでありますので、この著しく違反というのに該当するかどうかというのは、ちょっとわからないというのが今の気持ちです。だから、違反するかどうかというのは、ちょっと。これは政治倫理審査会ということで調べてみたんです。

○委員長（太田淳一君）

では違反しないという部分ですね、結論からすると。

○委員（大岩常男君）

その辺がちょっと。著しく違反というところが、著しくはちょっと難しいと思っているだけです。ここで結論を早く出せと言われるとちょっと難しいなと思ってるんです

○委員長（太田淳一君）

と言っても、要は、今回の審査会の趣旨としては、政治倫理の請求者が、第1号に違反するというような内容で請求いただいていますので、それに違反するかしらないかというのをこの審査会では結論を出していかなくちゃいけないという観点からして、大岩委員の態度をどちらかに明らかにしていただかないと大変困るものですから、そこは何とかどちらかということでご意見いただきたいと思います。

○委員（大岩常男君）

だから著しくという場合には、この著しくということがものすごく考えちゃうので、そこに違反するかと言われると、著しくまではいかないのかなという気はします。

○委員長（太田淳一君）

しないでございますね。承知しました。
では中川委員どうぞお願いします。

○委員（中川庄一君）

これは政治倫理条例に私は違反すると思っております。というのは、4条の1号で、先ほど委員長言ったとおり、市民全体の代表者なんです。それが著しく品位を損なうような一切の行為を慎みという文言がございます。これは当然、個人として何でもいいのかというと、そうではないと思うんです。今回のそもそものスタートが資料要求して、執行部がすぐ出せなくて、その日の夕方に出したと。それを見ても納得しないと。それをずっと言っても全部納得しないと思うんです。ですから、今回はきちんと、やっぱりこれは条例違反だと。これはきちんとこのチラシもそういうふうに、書き方もしかり、完全に虚偽答弁とかそう言い切ってる。それはやっぱり公人としては、これやっちゃ駄目だと、市民に広報してはいけないと私は思っていますので、今回は完全に条例違反と思っております。

○委員長（太田淳一君）

では渡部寛一委員お願いいたします。

○委員（渡部寛一君）

言論の自由は何としても認めなければならない。しかし、自由は事実に基づいて、あるいは自分の理念に基づいて表現するのは、それは絶対守っていかなければならないものだと思っております。しかしながら、この議会という場でお互いに意見を出し合って、ぶつかり合っている場面もあるわけですけど、そこを事実に基づかないで誤解を与えるような表現をして、自分が出す、広く出す文章で誤解を与える表現になる。完全になると。私は全面的に正しくて、議会の対応が悪いと。それを作っただのは市長側の対応が悪いから。こう本筋を曲げてしまっている。事実と異なってきたところ、大きな問題が私はあるんだろうと思います。言論の自由は何としても守らなければならないけれども、言論の自由というのは何をやってもいいということではない。事実と異なることを言い触らすことは、これはやっぱり間違いは間違いだと思う。私達は市民に対してどういう過程で市政を決めていったのかということをしきりと姿勢を明らかにしなくちゃなんないんだけど、全く誤解を招く内容になっていると解されるものです。大

変残念なんですけど、私はそういう意味では、今回の倫理条例については、やっぱり反してるなど言わざるを残念ながらありません。

○委員長（太田淳一君）
副委員長お願いします。

○副委員長（田中京子さん）
私の考えは、議員である以上、常に自分が議員の立場を自覚して動かなければならないと思います。つまり、チラシを出すにしても、さっきから出ているように、税金を使って出してというのも常に自覚して文章を書かなくてはならないと思います。ただし、今渡部委員が言ったように、言論の自由はある程度は認めなくてはならないけども、私が今言ったことは同じことで、何を書いてもいいということではないと私も思います。あとは今までやってきたことに対して、議長の指示に従えないということ、それから一番は市民の皆さんが混乱するような文章の書き方、そして、つまり混乱させているということがあるので、私はこれは違反すると思います。

○委員長（太田淳一君）
ただいま委員の皆様からのご意見をいただきました。その中で、この条例に、基準第1号に違反するという御意見が6名の方から出されました。違反しないという御意見は2名の方。そうしますと、委員会の方向性としては、今回の請求者の内容については、やはり違反しているというような方向に、審査会としてなっているのかなと思っておりますので、報告書の内容について、政治倫理基準第1号に違反するとしているというような内容でまとめるというようなことになります。
休議します。

午後 2時 2分 休憩
午後 2時21分 再開

○委員長（太田淳一君）
再開いたします。
委員の皆様から御意見等他にございますでしょうか。

○委員（小川尚一君）
繰り返しになりますが、第4条の1号に示されています、市民全体の代表者として著しく品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みという部分がございます。そのところについて、繰り返しになりますが、議会の対応で、議会での決定事項を含めて、そのような部分について否定するような個人の会報なりチラシなり文書を出されているということによって、要するに、議会としての品位が損なわれていると私は認識いたします。そのところについて、やはり議会としてしっかりと態度を明確にしながら、議会の威厳とまでは言いませんが、そのところを守っていかなければ、議会は何だというように軽視される可能性がありますので、私はこれ重要な部分として指摘したいと思います。

○委員（志賀稔宗君）

私は、品位をあるいは名誉を著しく損なうというまでには至っていないと。理由としては、この不穏当な発言という捉え方にですけども、個人を誹謗中傷するような内容ではなく、政治的な立場で、受け止め方であったり、自分の主義主張を訴えるということの中身なわけですので、一部実際と違うだろうというご意見もあるようですが、そういった点を私も全くそれを感じないわけではありません。疑義があるという点は十分認めつつも違反すると断定するまでには至っていないと、こう考えますと、こういうことであります。

○委員（鈴木昌一君）

審査会の私に求められた結論的なことは先ほど申し上げたとおりです。

ただ、少し引っかかる点があるのは、前回対象者から聴取をした際に、審査請求書に書かれている齟齬という部分ですよね。通じてなかったんですよね。何と何が齟齬があるんですかということをご本人も改めてあのとき聞いてたと思うので、ここここがはっきり齟齬がありますよねということが伝わってない。それは要するに、先ほど今村委員がおっしゃったような議場での対象議員の行動ですよね。最終的には自発的に議場を退場され、従われたというか、そういうことと、チラシに書いてあるのは、いや、私の抗議の声明だという言辞をしておられるわけで、そこに齟齬があるということですよ。そういう意味での齟齬ということで、理解してよかったんですよね、これは。

最初に私申し上げてしまったんですけれども、今回この審査会での結論をどのような形で結ぶのかということです。参考資料としていただいたもの、この審査会の同様の経緯においては、必要と認める措置として、附帯意見として、必要と認める措置を2つほど挙げているわけです。1つは、議場において議長より戒告をする。それから、議場において対象者に謝罪をさせる。こういう措置ですね。この市の審査会では、結論として出してるわけですけども、こういう措置を伴う形でこの審査会の結論を出すべきなのかどうかについてはいかがでしょうか。

○議会事務局次長（門馬哲也君）

南相馬市議会議員政治倫理条例第12条に措置の件が記載があります。南相馬市の場合には、審査対象議員は前条の報告書において自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。つまり、対象議員が自分で措置を考えるというような作りになって、ここで措置を勧告するという権限まではないということになります。

○委員長（太田淳一君）

今事務局から説明のあったとおりでございまして、先ほど委員の皆さんから実効性がないのではないかというようなご意見もありましたけれども、条例の作りがこのようになっている以上、そこまでには至らないというようなことではございますので、ご理解賜ればと思います。

休議します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開いたします。

この今回の政治倫理審査会の内容については、請求者の内容について違反をしているというような結論で、なおかつ委員の皆様から出された御意見をそこに集約した形で報告書にまとめるというようなことをさせていただきます。

他に附帯意見に関するものを含めてございませんでしょうか。

○委員（鈴木昌一君）

審査会として、現状では条例違反だという結論に傾いているかと思いますが、やはりこの条例と施行規則にも結論に伴う対象議員から自発的な措置を求めるものと、一方で議長から措置を講ずるものという記載はそれぞれあるものの、具体的な規定はないわけです。鴻巣市の審査会の報告書にあるとおり、附帯意見として、やはり具体的な講ずるべき措置と、もう一つは、いわば条例の内包する欠陥というか、限界性があるので、その部分については、今後改正を検討すべきであると、見直すべきであるという附帯意見をつけているわけです。やはり私もそのように思います。

○委員（小川尚一君）

今の指摘は鴻巣市議会の部分の附帯意見なんですが、本来戒告とか謝罪は懲罰の中の分類の1つですよ。これは懲罰委員会で決める話であって、ここでそれを附帯するということができるかどうかというところをちょっと疑問に思うんですけどもいかがでしょう。

○議会事務局次長（門馬哲也君）

懲罰につきましては、自治法で、議会内の行動に対するものしか懲罰としてはできないことになっていますので、鴻巣市は、この後、実は条例改正をしているんですけれども、議会外のことについて、条例でこういった措置をできるように改正をしているということです。ですので、懲罰はまた別な考え方ということで、議会外での措置としての対応を条例に盛り込んだということです。

○委員長（太田淳一君）

休議します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時45分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開いたします。

○委員（今村裕君）

今回というか、我々が今やっている政治倫理審査会というのは、法的拘束力を持って

いるわけでもありませんし、当該議員に対して何かしらの罰則、懲罰ということを求める委員会でもありません。そういう権限はありませんので。そもそも論として、今回のチラシのことが問題になっているわけですので、その内容について、本会議での決定事項あるいは議長の指導そういったものに反するという意味合いで、附帯意見にも、例えば、この辺はちょっと言い間違い、勘違いがあったなり、あるいは違う、間違ってるんで、間違ってるんだけど、謝罪広告までいかないにしても、次号の方で、この辺について指摘があったとか、あるいは今後注意、次回以降のチラシの作成においては、議長の方から、あるいはこの審査委員会の方から指導があったので、こういうことで市民が誤解を招くような表現は避けるようにということをアドバイスの書くような附帯意見をつけて、さらには政務活動費で作って出しているとするならば、その辺についても考えなくちゃいけない部分があるよということを少しオブラートに包んだ結論なりですけども、鴻巣市さんの方の懲罰云々の話の少し拡大解釈というか、そんなことではなくて、話を飛躍するんじゃないくて、本人に注意喚起を促すという内容で附帯意見をまとめていけばいいのかなと思います。

○委員（鈴木昌一君）

懲罰委員会とは別に開かれている政治倫理審査会ですので、今、今村委員が指摘されたように、今回、ことの発端が当該対象議員が発行するチラシの内容に不穏当発言として整理をされた内容が記載されていること、これがふさわしくないということと整理されたと思うんですけども、その不穏当発言と議運の中で整理をされたわけですけども、それで取消しの勧告、命令まで至っても最終的には当人はそれに応じてはいないわけですけども、議会の中においては、不穏当発言について、不穏当と認定された発言については、議事録から削除されるわけで、それを発言していないとみなされるということなんですよ。そうすると、議会でその発言をしていない内容について、あたかもそれをしたという形でチラシに記載すること自体がまずいだろうということなんですよ。そこは明確に、例えば、附帯意見の中で、こういうふうに整理をされているんだから、後日チラシの中で、私はこういうふうに発言してきたみたいなことで、不穏当発言そのものを記載することは容認できないという形で、附帯意見の中にも明記するべきではないかなと思います。

○委員（小川尚一君）

ほぼ同じような内容なんですけど、1つは、今村委員の指摘の中で、文言をこちらの方で整理するような発言があったので、これはちょっとよろしくないと思います。あくまでもここで出た結論に対して、議長の方から本人に申し入れて対応するかどうか。これまた本人の判断ですので、それ以上のことは無いと思います。鈴木委員から指摘があるあったように、やはり議会で決まった部分というか、議事録に残っている部分と会報なり広報なり出す中身について、齟齬があるというものはおかしいというところで、そのところの統一見解、あと個人の考えは自由ですよ、考えは自由ですけども、議事録に残っている部分と違うようなことについて明記するというのはよろしくないの、そういったところの指摘をしていただきたいということで、なおもう1つ、12条のところ、繰り返しになりますが、議長は必要な措置を講ずるところが明確になっていないので、これについては、条例の改正なりを行いながら、やはり厳しい態度を明確にこの

条例の中に示すべきだと思いますので、先進地の参考事例を含めて、その対応をしていただきたいということを附帯意見として申し上げます。

○委員（今村裕君）

ちょっと私が言葉足らずだったのか、過ぎたのかわかりませんが、文言の訂正、私言ったのかな。私言わんとするところは、虚偽答弁とか悪徳商法的な、いわゆる本会議で不適切な発言、不穏当発言の発言取消しになった部分ですね、この辺が齟齬があるんだよと。そこで言う、申請者が言う齟齬というのは、そこなんですよね。発言なきものをあえて自分のチラシでこういう発言したと。こういうところがおかしいという文言の訂正というか、御指摘といった方がいいのかなのか、そういうことを盛り込んでという趣旨でしたので、訂正させてください。

○委員（志賀稔宗君）

具体的にどういう点の訂正をこういうのというお話でてましたけども、私はこんなふうに思います。今回のこの政治倫理審査会の中で、政治倫理に違反するという決定がありました。この決定というのを、重みを十分踏まえて、今後の広報発行に当たっては注意されたいという旨をしっかりと議長から指導すべきだというような結論、附帯意見ということかと思います。もしプラスするならば、皆さんから具体的にこういう点だよとありましたけど、私はずっと、まずは今回の重みでもって今後気をつけなさいよということを申し上げるべきじゃないでしょうか。

○委員長（太田淳一君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

4名の方からの御意見、附帯意見というのがございましたので、これをまとめた形で次回の委員会の中で報告書案というのを作成した中で、また各位と協議して参りたいと思います。

では次に、『（２）次回の審査会日程について』を議題といたします。

次回の審査会の内容については、今ほど申し上げた報告書案についての審査を行うこととしたいと思います。

次回開催日について決定していきたいと思います。

暫時休憩します。

午後 3時 4分 休憩

午後 3時 8分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開いたします。

休憩中に委員各位からご意見いただきました。

次回の審査会は11月11日午前10時からとしたいと思います。
議題は審査としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）
御異議なしと認めます。
そのような日程で進めることといたします。
次に、『3 その他』に入りますが、皆さんから何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）
なければ、以上で政治倫理審査会を終了いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時 9分 散会